

平成28年 1月26日

船橋市長 松戸 徹 様

船橋市リハビリセンター
運営委員会 委員長 寺田 俊昌

船橋市リハビリセンターの中期目標の策定について（報告）

船橋市リハビリセンター運営委員会設置要綱第2条第1号の規定により策定された平成26年4月1日から平成29年3月31日までの中期目標について、平成27年12月24日に開催された第4回船橋市リハビリセンター運営委員会において船橋市リハビリセンターが達成すべき中期目標の一部変更について審議を行った結果、中期目標を別添のとおり変更し策定したので報告する。

また、変更した中期目標の期間については、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間とする。